

2025年3月28日
東日本旅客鉄道株式会社

通信制高校の「学習等支援施設」における通学定期券等の取扱い変更の延期について

表題について、別紙のとおり、関係する学校にお知らせしております。

指定学校代表者 殿

東日本旅客鉄道株式会社

通信制高校の「学習等支援施設」における通学定期券等の取扱い変更の延期について

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は弊社業務に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標題の件につきまして、昨年末以来、2022年（令和4年）に文部科学省令である「高等学校通信教育規程」が一部改正されたことに伴い、本年4月1日より「東日本旅客鉄道株式会社学校及び救護施設指定取扱規則」（以下「学校規則」といいます。）を改正し、指定学校の学生・生徒が卒業単位取得のために必要な「面接指導等実施施設」に通所する場合は通学定期券・通学用割引普通回数券（以下「通学定期券等」といいます。）の発売対象とさせていただき、「学習等支援施設」への通所は発売対象外とする旨、お知らせさせていただいております。

弊社では、通学定期券等に対する割引が、広く一般のお客さまのご負担により成り立っているものであるため、公平性の確保の観点から、指定学校の学生・生徒が卒業単位に必要な施設に通所する場合を通学定期券等の発売対象としており、また、その基準は法令等の定めによることとしています。弊社としてこの考え方に変わりはありません。

一方で、2022年4月（令和4年）施行の文部科学省令改正をJRが知得していなかったために、上記の考え方では本来対象とならない「学習等支援施設」に通所される方に通学定期券等を発売していたことから、対象の生徒への影響等に鑑み、改正した学校規則を一律に当てはめる対応とはせず、2026年3月31日までを期限として、これまで対象としていた「学習等支援施設」に通所する場合は、従前同様に通学定期券等の発売対象とすることといたしましたのでお知らせいたします。

実施日間際の急遽の変更となり、貴校にはご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解を賜りますとともに、関係する「学習等支援施設」、保護者・生徒様への周知をいただきますようお願い申し上げます。

※本内容は、JR東日本ホームページの「お知らせ」欄に掲載しております。

https://www.jreast.co.jp/info/2024/20250328_ho01.pdf

実施時期の延期による具体的なお取扱い

(1) 対象となる施設

2025年3月31日までに弊社が指定していた施設

※今後新たに「学習等支援施設」を指定することはありません。

(2) お取扱いの期間

2026年3月31日までを期限とします。

(3) 具体的なお取扱い

① 新たにお求めいただく場合のお取扱い

従前どおり、当面の間は「通学証明書」または「学校学生生徒旅客運賃割引証」の提出により、通学定期券・通学用割引普通回数券をお求めいただけます。

② 延期の決定以前に、既に乗車券や通勤定期券等をお求めの上ご利用いただいていた場合のお取扱い

通学定期券に交換させていただき、差額はお返しいたします。お求めいただいたみどりの窓口までお申し付けください。

③ 延期の決定以前に、お持ちであった通学定期券・通学用割引普通回数券を払い戻された場合のお取扱い

お求めいただいたみどりの窓口までご相談ください。

以 上